

届出の内容に変更があったときの届出(みなし登録)

1 届出が必要な場合

法人の名称、法人又は個人事業主の代表者の氏名、事業所の所在地、電気工事の工種、主任電気工事士の氏名及び資格などに変更があったときは、鳥取県知事への届出が必要です。

2 手続に必要な書類

書類	部数	備考
電気工事業変更届出書	1	※押印は不要です。
添付書類(変更内容を証明する書類)	1	<ul style="list-style-type: none"> ○法人の名称の変更 登記事項証明書(法人登記簿謄本) ○個人事業主である代表者の氏名の変更 (結婚等による改姓など) 変更後の氏名が記載された住民票や戸籍抄本など ○法人の代表者の変更 変更後の代表者による誓約書(※) 登記事項証明書(法人登記簿謄本) ○事業所の所在地の変更 法人: 登記事項証明書(法人登記簿謄本) 個人: 新所在地の周辺地図(様式不問) ○建設業許可の種類や許可番号等の変更 建設業許可通知の写し ○電気工事の工種の変更 備付器具調書(※) ※主任電気工事士が第二種電気工事士である事業者が自家用電気工作物を追加する場合は、主任電気工事士を第一種電気工事士又は認定電気工事従事者に変更する必要があります。(この変更に係る届出も同時に必要となります。) ○主任電気工事士の氏名及び資格の変更 変更後の主任電気工事士による誓約書(※) 主任電気工事士の雇用証明書(※) (主任電気工事士が代表者の場合は不要) 主任電気工事士実務経験証明書(※) (主任電気工事士が第二種電気工事士の場合のみ) 電気工事士免状の写し(※) (第一種電気工事士の場合は受講履歴欄も貼付) ○支店となる営業所の開設又は閉鎖 開設の場合は設置する主任電気工事士(他支店との兼務不可)に関する書類を添付(県外開設は要相談)

【注1】※印のある添付書類の様式は、「開始」の項目で示していますので、ご参照ください。

【注2】県外に営業所を新設する場合は、届出する行政庁が鳥取県から国に変更となり、国と鳥取県に営業所変更の「変更届」の提出が必要となりますので、手続前にご相談ください。

3 手数料

無料

4 提出期限

届出事項に変更があった後、速やかに提出してください。

5 届出の方法

届出に必要な書類を、次の届出先に郵送または持参してください。

(郵送の場合で確実な配達を希望するときは、簡易書留などをご検討ください。)

FAXや電子メールでも受け付けます。

鳥取県危機管理部消防防災課

〒680-8570

鳥取市東町一丁目271番地

電話 0857-26-7063

FAX 0857-26-8139

電子メール shoubou@pref.tottori.lg.jp

×整理番号	
×受理年月日	年 月 日

電気工事業に係る変更届出書

年 月 日

鳥 取 県 知 事 様

住 所 〒

氏名又は名称

法人にあっては代表者の氏名

連絡先電話番号

電気工事業の開始に伴う届出事項について変更がありましたので、電気工事業の業務の適正化に関する法律第34条第4項の規定により、次のとおり届け出ます。

1 建設業法第3条第1項の規定による許可を受けた年月日及び許可番号

年 月 日

許可（ ）第 号

2 変更事項の内容

従前の内容	変更後の内容

3 変更の年月日

年 月 日

4 変更の理由

(備考) 1 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。
2 ×印の項は、記載しないこと。